

令和 6 年 11 月 15 日

関係酒類業団体
酒類製造事業者 様
輸入事業者

国税庁酒税課長

令和 7 年度の酒類製造用原料に係る関税割当制度の運営について（依頼）

関税割当制度とは、一定の輸入数量（以下「関税割当数量」という。）の枠内に限り無税又は低税率（枠内税率）の関税を適用し、需要者に安価な輸入品の供給を確保する一方、この一定の輸入数量の枠を超える輸入分には高税率（枠外税率）を適用することによって、国内生産者の保護を図る制度です。

この関税割当数量は原則として、国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して定めることとされています。

令和 6 年度における酒類製造用原料に係る関税割当数量については、「関税割当制度に関する政令」（昭和 36 年政令第 153 号）別表 1107・10（麦芽（煎ってあるかないかを問わない。））及び別表 1005・90（とうもろこしのうちコーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造に使用するもの）（以下「政令」という。）により定められ、事業者に対する割当てについても、「とうもろこし等の関税割当制度に関する省令」（昭和 40 年農林省第 13 号）第 6 条の規定に基づく 5 輸国第 4471 号関税割当公表第 68 号「令和 6 年度の麦芽の関税割当てについて」及び 5 輸国第 4471 号関税割当公表第 66 号「令和 6 年度のとうもろこし（コーンスターチ用以外）の関税割当てについて」に定められているとおり、国税庁が発行する内示書に基づき申請者に対して割り当てられます。

来年度の申請者に対する割当てについても、本年度と同様に、酒類製造用原料の関税割当制度の適正な運営を前提として、酒類業界の実情に応じて行っていきたいと考えております。

つきましては、関係酒類業団体、酒類製造事業者及び酒類製造事業者との委託契約に基づき自己の名義で麦芽の輸入を行う事業者（以下「輸入事業者」という。）におかれては以下のとおり御協力をお願いします。

1 関税割当の対象となる酒類製造用原料等について

関税割当の対象となる酒類製造用原料（以下「対象原料」という。）は次表左欄のとおりであり、関税割当制度の利用を希望することができる者（以下「利用希望者」という。）はそれぞれ右欄の要件を満たす者とします。

なお、関税割当は対象原料ごとに行います。

(1) ビール等麦芽（ビール、発泡酒の製造に用いる麦芽に限る。以下同じ。）	ビール若しくは発泡酒の製造免許（試験製造免許を除く。）を受けた者又はその者との委託契約がある輸入事業者
(2) ウイスキー麦芽（ウイスキーの製造に用いる麦芽に限る。以下同じ。）	ウイスキーの製造免許（試験製造免許を除く。）を受けた者又はその者との委託契約がある輸入事業者
(3) とうもろこし（エチルアルコール又は蒸留酒の製造に用いるものに限る。以下同じ。）	単式蒸留焼酎、連続式蒸留焼酎、ウイスキー、ブランデー、原料用アルコール、スピリッツ又はリキュールの製造免許（試験製造免許を除く。）を受けた者又はその者との委託契約がある輸入事業者

2 需給量の適切な把握について

関税割当数量を算出するに当たって、対象原料に係る国内需要見込数量及び国内生産見込数量を把握するため、酒類製造事業者の日本国内で生産される対象原料の調達状況と酒類の製造計画に基づく原料使用見込数量を的確に把握する必要があるため、関係酒類業団体、酒類製造事業者及び輸入事業者の皆様からの情報提供に関して、以下のとおり御協力をお願いします。

(1) 酒類業団体における取組について

イ 関税割当要望を行う対象原料について、利用希望者が傘下会員として加盟している酒類業団体は、日本国内で生産される対象原料（対象原料がビール等麦芽又はウイスキー麦芽の場合にはその原料である麦を含む。）の使用に係る取組（以下「国内調達の取組」という。）の状況について、国税庁との意見交換等を通じた情報提供（以下「情報提供」という。）に御協力をお願いします。

なお、上記の情報提供を行った酒類業団体（以下「対象団体」という。）については、当該取組の参加酒類事業者として、令和6年12月末日までに、提出日時点での傘下会員の名簿を国税庁酒税課業務係宛に提出してください。

ロ 対象団体は、国税庁から行う本依頼について傘下会員の利用希望者に対して周知を行ってください。

(2) 利用希望者からの情報提供について

原料使用見込量、輸入必要見込数量、過年分の対象原料の使用状況及び在庫状況等（以下「需給状況」という。）について、利用希望者は以下のとおり情報提供してください。

イ 令和7年度の需給状況を記載する書類（以下「需給表」という。）の様式は、国

税庁が関係省庁と協議の上で必要な記載事項及び添付書類等を決定し、令和6年12月中旬を目途として、国税庁ホームページでその様式を公表します。

- ロ 令和7年度の関税割当を希望する利用希望者は、令和7年1月15日までに、イにより公表した需給表に必要な事項を記載し、国税庁酒税課業務係宛に提出してください。

なお、需給表は対象団体がとりまとめて提出しても差し支えありません。

おって、国税庁は需給表の提出者に対して、需給表の記載内容に関してヒアリングを行う場合がありますので、御協力願います。

- ハ 対象団体が行う国内調達の取組に参加していない利用希望者（輸入事業者を除く。）については、ロによる需給表の提出と併せて、対象原料ごとに、自己の国内調達状況又は国内調達の取組について報告してください。

輸入事業者については、委託契約を締結した酒類製造事業者から提出を受けたロによる需給表の対象原料ごとに、当該取引先のその国内調達状況又は国内調達の取組に係る報告をとりまとめて、国税庁宛に提出してください。

なお、現在の対象原料の国内生産状況に照らして、当面の間、国内調達の取組については、取組予定（対象団体への加入予定や製麦方法の研究予定等）を報告することとして差し支えありません。（報告する取組が実施済であることは求めません。）

- ニ 輸入事業者は対象原料ごとに、委託契約を締結した酒類製造事業者の氏名、住所、期首在庫数量、関税割当希望数量等を記載した書類をロによる需給表と併せて提出してください。

3 申請者への関税割当てについて

内示書の交付による関税割当てについては次のとおり「関税割当申請限度内示書交付申請書（以下「交付申請書」という。）」の提出に基づき行いますので、以下の事項に沿って提出してください。

- (1) 交付申請書の様式は令和6年12月中旬を目途として国税庁ホームページで公表します。
- (2) 2(2)ロにより需給表を提出した者に限り、令和6年度内に来年度分の交付申請書を提出することができます。
- (3) 交付申請書は令和7年3月10日までに、国税庁酒税課業務係宛に提出してください。

なお、2(2)ロによる需給表の提出と併せて交付申請書を提出しても差し支えありません。

おって、交付申請書は対象団体がとりまとめて提出しても差し支えありません。

- (4) 内示書を交付申請書に記載のある住所とは別の住所に送付することを希望する場合には、送付先指定書を(3)による交付申請書と併せて提出してください。
- (5) 提出された交付申請書に基づき、内示を行う数量は、原則として、提出のあった全ての交付申請書に記載されている数量（以下「交付希望数量」という。）を合計した数量が、関税割当数量を超えない限りにおいて、交付希望数量のとおり行います。
- なお、原則として、交付希望数量は需給表に記載する輸入必要数量と同数量とするようにしてください。
- また、内示の状況について対象団体が希望する場合には、対象団体の傘下会員の交付希望数量の合計数量及び対象原料ごとの関税割当数量から交付希望数量の合計数量を差引した数量（以下「割当残量」という。）を通知します。
- (6) 国税庁は政令の公布後、速やかに、交付申請書を提出した者に内示書を交付します。

4 追加の関税割当てについて

(1) 追加の関税割当ての交付申請書の提出について

イ 内示書の交付を受けた利用希望者

3(6)による内示書の交付を受けた者（以下「内示者」という。）が、追加の関税割当てを希望する場合は、対象原料の追加の関税割当希望数量（以下「追加希望数量」という。）を記載した交付申請書及び追加の関税割当てが必要となった理由を国税庁酒税課業務係宛に提出してください。

ロ 内示書の交付を受けていない利用希望者

内示者以外が追加の関税割当てを希望する場合には、追加希望数量を記載した交付申請書及び2(2)ロによる需給表に加え、その需給表を期限内に提出しなかった理由を国税庁酒税課業務係宛に提出してください。

(2) 追加の関税割当ての交付申請書提出期間について

(1)による追加の関税割当ての交付申請書については、次に掲げる期間に提出してください。

イ 令和7年6月3日から5開庁日の間

ロ 令和7年8月1日から5開庁日の間

ハ 令和7年10月1日から5開庁日の間

ニ 令和7年12月1日から5開庁日の間

ホ 令和8年2月3日から5開庁日の間

(3) 追加の関税割当数量について

イ 内示者に係る追加の関税割当数量

(2)による各期間において割当残量が生じている場合に限り、追加の関税割当ての交付申請書に基づき、内示書を交付します。

ロ 内示書の交付を受けていない利用希望者

(2)による各期間において、割当残量からイの追加の交付申請書に基づき交付した内示書の関税割当数量を差引きした数量が生じている場合であって、(1)ロで提出のあった理由がやむを得なかったと認められる場合に限り、追加の交付申請書に基づき内示書を交付します。

5 輸入事業者に係る手続について

輸入事業者は、令和7年4月1日から令和8年3月31日の間に委託契約に基づいて販売した対象原料の種類、数量、販売先、販売年月日、販売金額等を記載した書類(以下「販売実績報告書」という。)を、令和8年4月10日までに国税庁酒税課業務係宛に提出してください。

6 ダメージ麦芽の報告について

3(6)及び4(3)による内示書の交付を受けた者は、関税割当てを受けて輸入した対象原料について、カビの発生や異物混入等の理由により、酒類の製造用途に使用できなくなった場合には、使用できなくなった対象原料の種類、数量、処分案及び使用できなくなった理由について令和8年4月10日までに、国税庁酒税課業務係に報告してください。

ただし、使用できなくなった対象原料が35t以上である場合については、その都度速やかに国税庁酒税課業務係に相談してください。当庁は処分案の可否について農林水産省と協議し、その協議結果を当該相談者に通知しますので、それまで対象原料の処分は行わないように留意してください。

7 やむを得ない事情により関税割当てにより輸入した対象原料の譲渡が必要となった場合について

関税割当ては、政令第二条第二項に基づき、関税割当申請者からの申請書の提出を受け、その使用の実績・計画等を考慮して行うものとされていることから、関税割当てを受けて輸入した対象原料を譲渡(輸入事業者が内示書に係る委託契約に基づいて対象原料を当該委託契約者に譲渡する場合を除く。)することは想定されていません。

やむを得ない事情により関税割当てにより輸入した対象原料の譲渡が必要となった場合には、対象原料の種類、数量、譲渡予定先、譲渡予定年月日、譲渡予定金額及び当該譲渡が必要な理由を明らかにした上で、国税庁酒税課業務係に相談してください。当庁は処分案の可否について農林水産省と協議し、その協議結果を当該相談者に通知しますので、それまで譲渡は行わないように留意してください。

8 書類の虚偽記載について

国税庁が提出を受けた書類の内容等に以下の事項があったことが明らかになった場合は、当該事実が生じたことにやむを得ない理由がある場合を除き、適正な情報提供等が行えると認められるまでの当面の間、その対象団体及び利用希望者からの交付申請書は受け付けません。

- (1) 2(1)イによる取組状況の情報提供又は2(2)ハによる取組状況の報告に虚偽の記載があった場合
- (2) 2(2)ロによる需給表に虚偽の記載があった場合
- (3) 3(5)による交付希望数量と需給表に記載する輸入必要数量に著しく乖離がある場合
- (4) 5による販売実績報告書の提出を行わなかった場合、虚偽の記載があった場合又は販売実績報告書に記載した販売先以外の者に対象原料を販売した場合
- (5) 6によるダメージ麦芽の報告を行わなかった場合、処分案の協議結果に従わなかった場合又は報告内容に虚偽があった場合
- (6) 7による譲渡禁止に違反した場合